

## 沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第97条第8項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)第86条第2項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「グループホーム事業者」という。)が受ける外部の者による評価(以下「外部評価」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(外部評価の趣旨)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(外部評価推進機関)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(外部評価の実施回数)</p> <p>第4 グループホーム事業者の実施回数については、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施して</p>	<p style="text-align: center;">沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)第86条第2項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「グループホーム事業者」という。)が受ける外部の者による評価(以下「外部評価」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(外部評価の趣旨)</p> <p>第2 (略)</p> <p>(外部評価推進機関)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(外部評価の実施回数)</p> <p>第4 グループホーム事業者の実施回数については、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施して</p>

いる事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

なお、事業者は、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ当該事業所が所在する市町村と協議し、同意を得るものとする。

ア 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。

イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

エ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、7の実践状況（外部評価）が適切であること。

(3) (略)

第5～第11 (略)

(福祉サービスの第三者評価、介護サービス情報の公表制度及び運営推進会議との関係)

第12 福祉サービスの第三者評価、情報公表制度及び運営推進会議との関係については、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(3) 地域密着型サービス指定基準第108条において準用する第34条第1項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第64条において準用する第39条第1項に規程される運営推進会議を活用した評価は、「第三者による評価」という点において、外部評価と同様の目的を有していることから、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）で示した評価の実施方法

いる事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

なお、事業者は、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ当該事業所が所在する市町村と協議し、同意を得るものとする。

ア 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること。

イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。

ウ 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

エ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

(3) (略)

第5～第11 (略)

(福祉サービスの第三者評価及び介護サービス情報の公表制度との関係)

第12 福祉サービスの第三者評価及び情報公表制度との関係については、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

に従い、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすこととする。

#### 附則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。また、本要領の施行に伴い、沖縄県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領については廃止する。ただし、平成 19 年 3 月 31 日までに実施する認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価については、沖縄県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領に基づき評価を実施することができる。
- 2 この要領の施行時に、認知症高齢者グループホーム評価調査員として評価調査員台帳に登録されている者で、本要領制定に伴い、第 11 項に定めるフォローアップ研修を受講した者は、第 6 項第 2 号アに規定する要件を有する評価調査員とみなす。
- 3 この要領の施行時に、認知症高齢者グループホーム外部評価機関として選定されていた評価機関（以下「既選定の評価機関」という。）で、主たる所属する評価調査員のうち前項に定めるフォローアップ研修を受講した評価調査員が 8 割程度を占めている既選定の評価機関については、第 8 項第 1 号の規定に基づき選定された評価機関としてみなすものとする。
- 4 この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 22 年 2 月 5 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この要領は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。
- 10 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。また、本要領の施行に伴い、沖縄県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領については廃止する。ただし、平成 19 年 3 月 31 日までに実施する認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価については、沖縄県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領に基づき評価を実施することができる。
- 2 この要領の施行時に、認知症高齢者グループホーム評価調査員として評価調査員台帳に登録されている者で、本要領制定に伴い、第 11 項に定めるフォローアップ研修を受講した者は、第 6 項第 2 号アに規定する要件を有する評価調査員とみなす。
- 3 この要領の施行時に、認知症高齢者グループホーム外部評価機関として選定されていた評価機関（以下「既選定の評価機関」という。）で、主たる所属する評価調査員のうち前項に定めるフォローアップ研修を受講した評価調査員が 8 割程度を占めている既選定の評価機関については、第 8 項第 1 号の規定に基づき選定された評価機関としてみなすものとする。
- 4 この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 22 年 2 月 5 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この要領は、平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

(新設)

別表1 認知症対応型共同生活介護事業所に係る自己評価及び外部評価項目

項目番号		項目	
自己評価	外部評価	タイトル	小項目
1～33	1～14	省略	
34	15	急変や事故発生時の備え	利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている
35	16	災害や感染対策	火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている。又、感染症の予防やまん延防止の為に委員会の開催や指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施している。
36	17	一人ひとりの人格の尊重とプライバシーの確保	一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている
37～39		省略	
40	18	食事を楽しむことのできる支援	食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員と一緒に準備や食事、片付けをしている
41～42		省略	
43	19	排泄の自立支援	排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立に向けた支援を行っている
44		省略	
45	20	入浴を楽しむことのできる支援	一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めてしまわずに、個々に応じた入浴の支援をしている
46		省略	

別表1 認知症対応型共同生活介護事業所に係る自己評価及び外部評価項目

項目番号		項目	
自己評価	外部評価	タイトル	小項目
1～33	1～14	省略	
34		急変や事故発生時の備え	利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている
35	15	災害対策	火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている。
36	16	一人ひとりの人格の尊重とプライバシーの確保	一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている
37～39		省略	
40	17	食事を楽しむことのできる支援	食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員と一緒に準備や食事、片付けをしている
41～42		省略	
43	18	排泄の自立支援	排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立に向けた支援を行っている
44		省略	
45	19	入浴を楽しむことのできる支援	一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めてしまわずに、個々に応じた入浴の支援をしている
46		省略	

項目番号		項目	
自己評価	外部評価	タイトル	小項目
47	21	服薬支援	一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている
48		省略	
48		役割、楽しみごとの支援	張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている
49	22	日常的な外出支援	一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。また、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけられるように支援している
50～51		省略	
50		お金の所持や使うことの支援	職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している
51		電話や手紙の支援	家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている
52	23	居心地のよい共用空間づくり	共用の空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激(音、光、色、広さ、温度など)がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている
53		省略	
53		共用空間における一人ひとりの居場所づくり	共用空間の中で、独りになれたり、気の合った利用者同士で思い思いに過ごせるような居場所の工夫をしている
54	24	居心地よく過ごせる居室の配慮	居室は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている
55		省略	

項目番号		項目	
自己評価	外部評価	タイトル	小項目
47	20	服薬支援	一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている
48		省略	
48		役割、楽しみごとの支援	張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている
49	21	日常的な外出支援	一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。また、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけられるように支援している
50～51		省略	
50		お金の所持や使うことの支援	職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している
51		電話や手紙の支援	家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている
52	22	居心地のよい共用空間づくり	共用の空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激(音、光、色、広さ、温度など)がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている
53		省略	
53		共用空間における一人ひとりの居場所づくり	共用空間の中で、独りになれたり、気の合った利用者同士で思い思いに過ごせるような居場所の工夫をしている
54	23	居心地よく過ごせる居室の配慮	居室は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている
55		省略	

## 別記様式1（第8項関係）地域密着型サービス外部評価機関選定申込書

別記様式1（第8項関係）

地域密着型サービス外部評価機関選定申込書

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人名  
所在地  
代表者

地域密着型サービスの外部評価機関として選定を受けたいので、沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下「要領」という。）第8項第1号アの規定により、下記の書類を添えて申し込みます。

記

- 1 法人の定款、寄附行為等及び登記事項証明書
- 2 評価調査員の名簿、各評価調査員の経歴書及び要領第6項第2号アに該当することを示す書類
- 3 評価審査委員会の委員名簿、各委員の経歴書及び各委員の就任承諾書
- 4 評価審査委員会の委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承諾書
- 5 評価手数料及びその算定根拠
- 6 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
- 7 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- 8 外部評価実施要領
- 9 契約書様式
- 10 その他必要な書類

## 別記様式1（第8項関係）地域密着型サービス外部評価機関選定申込書

別記様式1（第8項関係）

地域密着型サービス外部評価機関選定申込書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

法人名  
所在地  
代表者 印

地域密着型サービスの外部評価機関として選定を受けたいので、沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下「要領」という。）第8項第1号アの規定により、下記の書類を添えて申し込みます。

記

- 1 法人の定款、寄附行為等及び登記事項証明書
- 2 評価調査員の名簿、各評価調査員の経歴書及び要領第6項第2号アに該当することを示す書類
- 3 評価審査委員会の委員名簿、各委員の経歴書及び各委員の就任承諾書
- 4 評価審査委員会の委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承諾書
- 5 評価手数料及びその算定根拠
- 6 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
- 7 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- 8 外部評価実施要領
- 9 契約書様式
- 10 その他必要な書類

別記様式2（第8項関係）地域密着型サービス外部評価機関選定（不選定）通知書

別記様式2（第8項関係）

地域密着型サービス外部評価機関選定（不選定）通知書

第 号  
年 月 日

法人名  
所在地  
代表者 殿

沖縄県知事

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領第8項第1号イの規定に基づき、次のとおり外部評価機関として選定（します・しません。）

記

（選定・不選定の特記事項について記載）

（選定の場合）

法人名  
代表者氏名  
主たる事務所の所在地  
業務開始年月日  
業務種類

年 月 日  
地域密着型サービスの外部評価事務

別記様式2（第8項関係）地域密着型サービス外部評価機関選定（不選定）通知書

別記様式2（第8項関係）

地域密着型サービス外部評価機関選定（不選定）通知書

第 号  
平成 年 月 日

法人名  
所在地  
代表者 殿

沖縄県知事 印

平成 年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領第8項第1号イの規定に基づき、次のとおり外部評価機関として選定（します・しません。）

記

（選定・不選定の特記事項について記載）

（選定の場合）

法人名  
代表者氏名  
主たる事務所の所在地  
業務開始年月日  
業務種類

平成 年 月 日  
地域密着型サービスの外部評価事務

### 別記様式3（第8項関係）地域密着型サービス外部評価機関変更届出書

別記様式3（第8項関係）

地域密着型サービス外部評価機関変更届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人名  
所在地  
代表者

地域密着型サービスの外部評価機関として選定を受けた内容に変更が生じたので、沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領第8項第2号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更内容

変更前：

変更後：

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

5 添付書類

（変更に係る書類を添付すること。）

### 別記様式3（第8項関係）地域密着型サービス外部評価機関変更届出書

別記様式3（第8項関係）

地域密着型サービス外部評価機関変更届出書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

法人名  
所在地  
代表者

印

地域密着型サービスの外部評価機関として選定を受けた内容に変更が生じたので、沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領第8項第2号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更内容

変更前：

変更後：

3 変更年月日 平成 年 月 日

4 変更理由

5 添付書類

（変更に係る書類を添付すること。）



別記様式4（第8項関係）地域密着型サービス外部評価機関廃止届出書

別記様式4（第8項関係）

地域密着型サービス外部評価機関廃止届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

法人名  
所在地  
代表者

地域密着型サービスの外部評価機関としての評価事業を廃止したいので、沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領第8項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止予定年月日 年 月 日
- 2 廃止の理由

別記様式4（第8項関係）地域密着型サービス外部評価機関廃止届出書

別記様式4（第8項関係）

地域密着型サービス外部評価機関廃止届出書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

法人名  
所在地  
代表者

印

地域密着型サービスの外部評価機関としての評価事業を廃止したいので、沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領第8項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止予定年月日 平成 年 月 日
- 2 廃止の理由

別記様式5（第8項関係）地域密着型サービス外部評価機関選定取消通知書

別記様式5（第8項関係）

地域密着型サービス外部評価機関選定取消通知書

第 号  
年 月 日

法人名  
所在地  
代表者 殿

沖縄県知事

年 月 日付けで選定した地域密着型サービスの外部評価機関としての選定を、沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領第8項第4号アの規定に基づき取り消します。

記

- 1 評価機関の名称
- 2 評価機関の所在地
- 3 取消年月日  
年 月 日
- 4 取消しの理由

別記様式5（第8項関係）地域密着型サービス外部評価機関選定取消通知書

別記様式5（第8項関係）

地域密着型サービス外部評価機関選定取消通知書

第 号  
平成 年 月 日

法人名  
所在地  
代表者 殿

沖縄県知事 印

平成 年 月 日付けで選定した地域密着型サービスの外部評価機関としての選定を、沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領第8項第4号アの規定に基づき取り消します。

記

- 1 評価機関の名称
- 2 評価機関の所在地
- 3 取消年月日  
平成 年 月 日
- 4 取消しの理由

## 別記様式6 (第9項関係)

別記様式6(第9項関係) 年度

### 1 自己評価及び外部評価結果

【事業所概要(事業所記入)】

事業所番号	
法人名	
事業所名	
所在地	
自己評価作成日	評価結果市町村受理日

※事業所の基本情報は、公表センターページで閲覧してください。(↓このURLをクリック【外部評価で確認した事業所の優れている点、工夫点(評価機関記入)】)

基本情報リンク先

【評価機関概要(評価機関記入)】

評価機関名	
所在地	
訪問調査日	

【事業所が特に力を入れている点・アピールしたい点(事業所記入)】

--

【評価機関概要(評価機関記入)】

--

### V. サービスの成果に関する項目(アウトカム項目) ※項目№1～55で日頃の取り組みを自己点検したうえで、成果について自己評価します

項目	取り組みの成果 ↓該当するものに○印	項目	取り組みの成果 ↓該当するものに○印
56 職員は、利用者の思いや願い、暮らし方の意向を掴んでいる (参考項目:23,24,25)	1. ほぼ全ての利用者の 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんど掴んでいない	63 職員は、家族が困っていること、不安なこと、求めていることをよく聴いており、信頼関係ができています (参考項目:9,10,19)	1. ほぼ全ての家族と 2. 家族の2/3くらいと 3. 家族の1/3くらいと 4. ほとんどできていない
57 利用者と職員が、一緒にゆったりと過ごす場面がある (参考項目:18,38)	1. 毎日ある 2. 数日に1回程度ある 3. たまにある 4. ほとんどない	64 グループホームに馴染みの人や地域の人々が訪ねて来ている (参考項目:2,20)	1. ほぼ毎日のように 2. 数日に1回程度 3. たまに 4. ほとんどない
58 利用者は、一人ひとりのペースで暮らしている (参考項目:38)	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	65 運営推進会議を通して、地域住民や地元の関係者とのつながりが強がり深まり、事業所の理解者や応援者が増えている (参考項目:4)	1. 大いに増えている 2. 少しずつ増えている 3. あまり増えていない 4. 全くない
59 利用者は、職員が支援することで生き生きとした表情や姿がみられている (参考項目:36,37)	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	66 職員は、活き活きと働いている (参考項目:11,12)	1. ほぼ全ての職員が 2. 職員の2/3くらいが 3. 職員の1/3くらいが 4. ほとんどいない
60 利用者は、戸外の行きたいところへ出かけている (参考項目:49)	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	67 職員から見て、利用者はサービスにおおむね満足していると思う	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない
61 利用者は、健康管理や医療面、安全面で不安なく過ごせている (参考項目:30,31)	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	68 職員から見て、利用者の家族等はサービスにおおむね満足していると思う	1. ほぼ全ての家族等が 2. 家族等の2/3くらいが 3. 家族等の1/3くらいが 4. ほとんどできていない
62 利用者は、その時々々の状況や要望に応じた柔軟な支援により、安心して暮らしている (参考項目:28)	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない		

## 別記様式6 (第9項関係)

別記様式6(第9項関係) 平成 年度

### 1 自己評価及び外部評価結果

【事業所概要(事業所記入)】

事業所番号	
法人名	
事業所名	
所在地	
自己評価作成日	評価結果市町村受理日

※事業所の基本情報は、公表センターページで閲覧してください。(↓このURLをクリック【外部評価で確認した事業所の優れている点、工夫点(評価機関記入)】)

基本情報リンク先

【評価機関概要(評価機関記入)】

評価機関名	
所在地	
訪問調査日	

【事業所が特に力を入れている点・アピールしたい点(事業所記入)】

--

【評価機関概要(評価機関記入)】

--

### V. サービスの成果に関する項目(アウトカム項目) ※項目№1～55で日頃の取り組みを自己点検したうえで、成果について自己評価します

項目	取り組みの成果 ↓該当するものに○印	項目	取り組みの成果 ↓該当するものに○印
56 職員は、利用者の思いや願い、暮らし方の意向を掴んでいる (参考項目:23,24,25)	1. ほぼ全ての利用者の 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんど掴んでいない	63 職員は、家族が困っていること、不安なこと、求めていることをよく聴いており、信頼関係ができています (参考項目:9,10,19)	1. ほぼ全ての家族と 2. 家族の2/3くらいと 3. 家族の1/3くらいと 4. ほとんどできていない
57 利用者と職員が、一緒にゆったりと過ごす場面がある (参考項目:18,38)	1. 毎日ある 2. 数日に1回程度ある 3. たまにある 4. ほとんどない	64 グループホームに馴染みの人や地域の人々が訪ねて来ている (参考項目:2,20)	1. ほぼ毎日のように 2. 数日に1回程度 3. たまに 4. ほとんどない
58 利用者は、一人ひとりのペースで暮らしている (参考項目:38)	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	65 運営推進会議を通して、地域住民や地元の関係者とのつながりが強がり深まり、事業所の理解者や応援者が増えている (参考項目:4)	1. 大いに増えている 2. 少しずつ増えている 3. あまり増えていない 4. 全くない
59 利用者は、職員が支援することで生き生きとした表情や姿がみられている (参考項目:36,37)	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	66 職員は、活き活きと働いている (参考項目:11,12)	1. ほぼ全ての職員が 2. 職員の2/3くらいが 3. 職員の1/3くらいが 4. ほとんどいない
60 利用者は、戸外の行きたいところへ出かけている (参考項目:49)	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	67 職員から見て、利用者はサービスにおおむね満足していると思う	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない
61 利用者は、健康管理や医療面、安全面で不安なく過ごせている (参考項目:30,31)	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない	68 職員から見て、利用者の家族等はサービスにおおむね満足していると思う	1. ほぼ全ての家族等が 2. 家族等の2/3くらいが 3. 家族等の1/3くらいが 4. ほとんどできていない
62 利用者は、その時々々の状況や要望に応じた柔軟な支援により、安心して暮らしている (参考項目:28)	1. ほぼ全ての利用者が 2. 利用者の2/3くらいが 3. 利用者の1/3くらいが 4. ほとんどいない		

自己評価および外部評価結果

自己	外部	項目	外部評価	
			自己評価 実践状況	実践状況 次のステップに向けて 期待したい内容
<b>I.理念に基づく運営</b>				
1	(1)	○理念の共有と実践 地域密着型サービスの意義をふまえた事業所理念をつくり、管理者と職員は、その理念を共有して実践につなげている		
2	(2)	○事業所と地域とのつきあい 利用者が地域とつながりながら暮らし続けられるよう、事業所自体が地域の一員として日常的に交流している		
3		○事業所の力を活かした地域貢献 事業所は、実践を通じて積み上げている認知症の人の理解や支援の方法を、地域の人々に向けて活かしている		
4	(3)	○運営推進会議を活かした取り組み 運営推進会議では、利用者やサービスの実践、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、その意見を実践に活かしている		
5	(4)	○市町村との連携 市町村担当者や日頃から連絡を密に取り、事業所の実情やケアサービスの取り組みを積極的に伝えながら、協力関係を築くよう取り組んでいる		
6	(5)	○身体拘束をしないケアの実践 代表者および全ての職員が「介指基準における禁止の対象となる具体的な行為」を正しく理解しており、玄関の施錠を含めて身体拘束をしないケアに取り組んでいる		
7	(6)	○虐待の防止の徹底 管理者や職員は、高齢者虐待防止関連法について学ぶ機会を持ち、利用者の自宅や事業所内での虐待が見逃されることがないように注意を払い、防止に努めている		
8		○権利擁護に関する制度の理解と活用 管理者や職員は、日常生活自立支援事業や成年後見制度について学ぶ機会を持ち、個々の必要性を関係者と話し合い、それらを活用できるよう支援している		
9		○契約に関する説明と納得 契約の締結、解約又はや改定等の際は、利用者や家族等の不安や疑問点を尋ね、十分な説明を行い理解・納得を図っている		

自己評価および外部評価結果

自己	外部	項目	外部評価	
			自己評価 実践状況	実践状況 次のステップに向けて 期待したい内容
<b>I.理念に基づく運営</b>				
1	(1)	○理念の共有と実践 地域密着型サービスの意義をふまえた事業所理念をつくり、管理者と職員は、その理念を共有して実践につなげている		
2	(2)	○事業所と地域とのつきあい 利用者が地域とつながりながら暮らし続けられるよう、事業所自体が地域の一員として日常的に交流している		
3		○事業所の力を活かした地域貢献 事業所は、実践を通じて積み上げている認知症の人の理解や支援の方法を、地域の人々に向けて活かしている		
4	(3)	○運営推進会議を活かした取り組み 運営推進会議では、利用者やサービスの実践、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、その意見を実践に活かしている		
5	(4)	○市町村との連携 市町村担当者や日頃から連絡を密に取り、事業所の実情やケアサービスの取り組みを積極的に伝えながら、協力関係を築くよう取り組んでいる		
6	(5)	○身体拘束をしないケアの実践 代表者および全ての職員が「介指基準における禁止の対象となる具体的な行為」を正しく理解しており、玄関の施錠を含めて身体拘束をしないケアに取り組んでいる		
7	(6)	○虐待の防止の徹底 管理者や職員は、高齢者虐待防止関連法について学ぶ機会を持ち、利用者の自宅や事業所内での虐待が見逃されることがないように注意を払い、防止に努めている		
8		○権利擁護に関する制度の理解と活用 管理者や職員は、日常生活自立支援事業や成年後見制度について学ぶ機会を持ち、個々の必要性を関係者と話し合い、それらを活用できるよう支援している		
9		○契約に関する説明と納得 契約の締結、解約又はや改定等の際は、利用者や家族等の不安や疑問点を尋ね、十分な説明を行い理解・納得を図っている		

10	(7)	○運営に関する利用者、家族等意見の反映 利用者や家族等が意見、要望を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている			
11	(8)	○運営に関する職員意見の反映 代表者や管理者は、運営に関する職員の意見や提案を聞く機会を設け、反映させている			
12	(9)	○就業環境の整備 代表者は、管理者や職員個々の努力や実績、勤務状況を把握し、給与水準、労働時間、やりがいなど、各自が向上心を持って働けるよう職場環境・条件の整備に努めている			
13		○職員を育てる取り組み 代表者は、管理者や職員一人ひとりのケアの実際と力量を把握し、法人内外の研修を受ける機会の確保や、働きながらトレーニングしていくことを進めている			
14		○同業者との交流を通じた向上 代表者は、管理者や職員が同業者と交流する機会を作り、ネットワークづくりや勉強会、相互訪問等の活動を通じて、サービスの質を向上させていく取り組みをしている			
<b>II. 安心と信頼に向けた関係づくりと支援</b>					
15		○初期に築く本人との信頼関係 サービスを導入する段階で、本人が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、本人の安心を確保するための関係づくりに努めている			
16		○初期に築く家族等との信頼関係 サービスを導入する段階で、家族等が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、関係づくりに努めている			
17		○初期対応の見極めと支援 サービスを導入する段階で、本人と家族等が「その時」まず必要としている支援を見極め、他のサービス利用も含めた対応に努めている			
18		○本人と共に過ごし支えあう関係 職員は、本人を介護される一方の立場におかず、暮らしを共にする者同士の関係を築いている			
19		○本人と共に支えあう家族との関係 職員は、家族を支援される一方の立場におかず、本人と家族の絆を大切にしながら、共に本人を支えていく関係を築いている			

10	(7)	○運営に関する利用者、家族等意見の反映 利用者や家族等が意見、要望を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている			
11	(8)	○運営に関する職員意見の反映 代表者や管理者は、運営に関する職員の意見や提案を聞く機会を設け、反映させている			
12	(9)	○就業環境の整備 代表者は、管理者や職員個々の努力や実績、勤務状況を把握し、給与水準、労働時間、やりがいなど、各自が向上心を持って働けるよう職場環境・条件の整備に努めている			
13		○職員を育てる取り組み 代表者は、管理者や職員一人ひとりのケアの実際と力量を把握し、法人内外の研修を受ける機会の確保や、働きながらトレーニングしていくことを進めている			
14		○同業者との交流を通じた向上 代表者は、管理者や職員が同業者と交流する機会を作り、ネットワークづくりや勉強会、相互訪問等の活動を通じて、サービスの質を向上させていく取り組みをしている			
<b>II. 安心と信頼に向けた関係づくりと支援</b>					
15		○初期に築く本人との信頼関係 サービスを導入する段階で、本人が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、本人の安心を確保するための関係づくりに努めている			
16		○初期に築く家族等との信頼関係 サービスを導入する段階で、家族等が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、関係づくりに努めている			
17		○初期対応の見極めと支援 サービスを導入する段階で、本人と家族等が「その時」まず必要としている支援を見極め、他のサービス利用も含めた対応に努めている			
18		○本人と共に過ごし支えあう関係 職員は、本人を介護される一方の立場におかず、暮らしを共にする者同士の関係を築いている			
19		○本人と共に支えあう家族との関係 職員は、家族を支援される一方の立場におかず、本人と家族の絆を大切にしながら、共に本人を支えていく関係を築いている			

20	(10)	○馴染みの人や場との関係継続の支援 本人がこれまで大切にしてきた馴染みの人や場所との関係が途切れないよう、支援に努めている			
21		○利用者同士の関係の支援 利用者同士の関係を把握し、一人ひとりが孤立せずに利用者同士が関わり合い、支え合えるような支援に努めている			
22		○関係を断ち切らない取組み サービス利用(契約)が終了しても、これまでの関係性を大切にしながら、必要に応じて本人・家族の経過をフォローし、相談や支援に努めている			
<b>Ⅲ. その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント</b>					
23	(11)	○思いや意向の把握 一人ひとりの思いや暮らし方の希望、意向の把握に努めている。困難な場合は、本人本位に検討している			
24		○これまでの暮らしの把握 一人ひとりの生活歴や馴染みの暮らし方、生活環境、これまでのサービス利用の経過等の把握に努めている			
25		○暮らしの現状の把握 一人ひとりの一日の過ごし方、心身状態、有する力等の現状の把握に努めている			
26	(12)	○チームでつくる介護計画とモニタリング 本人がより良く暮らすための課題とケアのあり方について、本人、家族、必要な関係者と話し合い、それぞれの意見やアイデアを反映し、現状に即した介護計画を作成している			
27		○個別の記録と実践への反映 日々の様子やケアの実践・結果、気づきや工夫を個別記録に記入し、職員間で情報を共有しながら実践や介護計画の見直しに活かしている			
28		○一人ひとりを支えるための事業所の多機能化 本人や家族の状況、その時々生まれるニーズに対応して、既存のサービスに捉われない、柔軟な支援やサービスの多機能化に取り組んでいる			
29		○地域資源との協働 一人ひとりの暮らしを支えている地域資源を把握し、本人が心身の力を発揮しながら安全で豊かな暮らしを楽しむことができるよう支援している			

20	(10)	○馴染みの人や場との関係継続の支援 本人がこれまで大切にしてきた馴染みの人や場所との関係が途切れないよう、支援に努めている			
21		○利用者同士の関係の支援 利用者同士の関係を把握し、一人ひとりが孤立せずに利用者同士が関わり合い、支え合えるような支援に努めている			
22		○関係を断ち切らない取組み サービス利用(契約)が終了しても、これまでの関係性を大切にしながら、必要に応じて本人・家族の経過をフォローし、相談や支援に努めている			
<b>Ⅲ. その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント</b>					
23	(11)	○思いや意向の把握 一人ひとりの思いや暮らし方の希望、意向の把握に努めている。困難な場合は、本人本位に検討している			
24		○これまでの暮らしの把握 一人ひとりの生活歴や馴染みの暮らし方、生活環境、これまでのサービス利用の経過等の把握に努めている			
25		○暮らしの現状の把握 一人ひとりの一日の過ごし方、心身状態、有する力等の現状の把握に努めている			
26	(12)	○チームでつくる介護計画とモニタリング 本人がより良く暮らすための課題とケアのあり方について、本人、家族、必要な関係者と話し合い、それぞれの意見やアイデアを反映し、現状に即した介護計画を作成している			
27		○個別の記録と実践への反映 日々の様子やケアの実践・結果、気づきや工夫を個別記録に記入し、職員間で情報を共有しながら実践や介護計画の見直しに活かしている			
28		○一人ひとりを支えるための事業所の多機能化 本人や家族の状況、その時々生まれるニーズに対応して、既存のサービスに捉われない、柔軟な支援やサービスの多機能化に取り組んでいる			
29		○地域資源との協働 一人ひとりの暮らしを支えている地域資源を把握し、本人が心身の力を発揮しながら安全で豊かな暮らしを楽しむことができるよう支援している			

30	(13)	○かかりつけ医の受診支援 受診は、本人及び家族等の希望を大切に、納得が得られたかかりつけ医と事業所の関係を築きながら、適切な医療を受けられるように支援している			
31		○看護職との協働 介護職は、日常の関わりの中でとらえた情報や気づきを、職場内の看護職や訪問看護師等に伝えて相談し、個々の利用者が適切な受診や看護を受けられるように支援している			
32		○入退院時の医療機関との協働 利用者が入院した際、安心して治療できるように、又、できるだけ早期に退院できるように、病院関係者との情報交換や相談に努めている。あるいは、そうした場合に備えて病院関係者との関係づくりを行っている。			
33	(14)	○重度化や終末期に向けた方針の共有と支援 重度化した場合や終末期のあり方について、早い段階から本人・家族等と話し合いを行い、事業所でできることを十分に説明しながら方針を共有し、地域の関係者と共にチームで支援に取り組んでいる			
34	(15)	○急変や事故発生時の備え 利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている			
35	(16)	○災害や感染対策 火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている。又、感染症の予防やまん延防止の為に委員会の開催や指針を整備し、研修及び訓練を定期的の実施している			
<b>IV. その人らしい暮らしを続けるための日々の支援</b>					
36	(17)	○一人ひとりの尊重とプライバシーの確保 一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている			
37		○利用者の希望の表出や自己決定の支援 日常生活の中で本人が悪いや希望を表したり、自己決定できるように働きかけている			
38		○日々のその人らしい暮らし 職員側の決まりや都合を優先するのではなく、一人ひとりのペースを大切に、その日をどのように過ごしたいか、希望にそって支援している			

30	(13)	○かかりつけ医の受診支援 受診は、本人及び家族等の希望を大切に、納得が得られたかかりつけ医と事業所の関係を築きながら、適切な医療を受けられるように支援している			
31		○看護職との協働 介護職は、日常の関わりの中でとらえた情報や気づきを、職場内の看護職や訪問看護師等に伝えて相談し、個々の利用者が適切な受診や看護を受けられるように支援している			
32		○入退院時の医療機関との協働 利用者が入院した際、安心して治療できるように、又、できるだけ早期に退院できるように、病院関係者との情報交換や相談に努めている。あるいは、そうした場合に備えて病院関係者との関係づくりを行っている。			
33	(14)	○重度化や終末期に向けた方針の共有と支援 重度化した場合や終末期のあり方について、早い段階から本人・家族等と話し合いを行い、事業所でできることを十分に説明しながら方針を共有し、地域の関係者と共にチームで支援に取り組んでいる			
34		○急変や事故発生時の備え 利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている			
35	(15)	○災害 対策 火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている。			
<b>IV. その人らしい暮らしを続けるための日々の支援</b>					
36	(16)	○一人ひとりの尊重とプライバシーの確保 一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている			
37		○利用者の希望の表出や自己決定の支援 日常生活の中で本人が悪いや希望を表したり、自己決定できるように働きかけている			
38		○日々のその人らしい暮らし 職員側の決まりや都合を優先するのではなく、一人ひとりのペースを大切に、その日をどのように過ごしたいか、希望にそって支援している			

39		○身だしなみやおしゃれの支援 その人らしい身だしなみやおしゃれができるように支援している			
40	(18)	○食事を楽しむことのできる支援 食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員と一緒に準備や食事、片付けをしている			
41		○栄養摂取や水分確保の支援 食べる量や栄養バランス、水分量が一日を通じて確保できるよう、一人ひとりの状態や力、習慣に応じた支援をしている			
42		○口腔内の清潔保持 口の中の汚れや臭いが生じないよう、毎食後、一人ひとりの口腔状態や本人の力に応じた口腔ケアをしている			
43	(19)	○排泄の自立支援 排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立にむけた支援を行っている			
44		○便秘の予防と対応 便秘の原因や及ぼす影響を理解し、飲食物の工夫や運動への働きかけ等、個々に応じた予防に取り組んでいる			
45	(20)	○入浴を楽しむことができる支援 一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めず、個々にそった支援をしている			
46		○安眠や休息の支援 一人ひとりの生活習慣やその時々状況に応じて、休息したり、安心して気持ちよく眠れるよう支援している			
47	(21)	○服薬支援 一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている			
48		○役割、楽しみごとの支援 張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている			

39		○身だしなみやおしゃれの支援 その人らしい身だしなみやおしゃれができるように支援している			
40	(17)	○食事を楽しむことのできる支援 食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員と一緒に準備や食事、片付けをしている			
41		○栄養摂取や水分確保の支援 食べる量や栄養バランス、水分量が一日を通じて確保できるよう、一人ひとりの状態や力、習慣に応じた支援をしている			
42		○口腔内の清潔保持 口の中の汚れや臭いが生じないよう、毎食後、一人ひとりの口腔状態や本人の力に応じた口腔ケアをしている			
43	(18)	○排泄の自立支援 排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立にむけた支援を行っている			
44		○便秘の予防と対応 便秘の原因や及ぼす影響を理解し、飲食物の工夫や運動への働きかけ等、個々に応じた予防に取り組んでいる			
45	(19)	○入浴を楽しむことができる支援 一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めず、個々にそった支援をしている			
46		○安眠や休息の支援 一人ひとりの生活習慣やその時々状況に応じて、休息したり、安心して気持ちよく眠れるよう支援している			
47	(20)	○服薬支援 一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている			
48		○役割、楽しみごとの支援 張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている			



49	(22)	○日常的な外出支援 一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。又、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけられるように支援している			
50		○お金の所持や使うことの支援 職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している			
51		○電話や手紙の支援 家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている			
52	(23)	○居心地のよい共用空間づくり 共用の空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激(音、光、色、広さ、温度など)がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている			
53		○共用空間における一人ひとりの居場所づくり 共用空間の中で、独りになれたり、気の合った利用者同士で思い思いに過ごせるような居場所の工夫をしている			
54	(24)	○居心地よく過ごせる居室の配慮 居室は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みのものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている			
55		○一人ひとりの力を活かした安全な環境づくり 建物内部は一人ひとりの「できること」「わかること」を活かして、安全かつできるだけ自立した生活が送れるように工夫している			

別記様式 7～9 (略)

49	(21)	○日常的な外出支援 一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。又、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけられるように支援している			
50		○お金の所持や使うことの支援 職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している			
51		○電話や手紙の支援 家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている			
52	(22)	○居心地のよい共用空間づくり 共用の空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激(音、光、色、広さ、温度など)がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている			
53		○共用空間における一人ひとりの居場所づくり 共用空間の中で、独りになれたり、気の合った利用者同士で思い思いに過ごせるような居場所の工夫をしている			
54	(23)	○居心地よく過ごせる居室の配慮 居室は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みのものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている			
55		○一人ひとりの力を活かした安全な環境づくり 建物内部は一人ひとりの「できること」「わかること」を活かして、安全かつできるだけ自立した生活が送れるように工夫している			

別記様式 7～9 (略)

別記様式 10（第 11 項関係）

別記様式 10（第 11 項関係）

第 号

# 修了証書

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、沖縄県が実施する地域密着型サービス外部  
評価調査員養成研修を修了したことを証します。

年 月 日

沖縄県知事

別記様式 10（第 11 項関係）

（別記様式 1 0）

第 号

# 修了証書

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日

あなたは、沖縄県が実施する地域密着型サービス外部  
評価調査員養成研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

沖縄県知事

別記様式 11 (第 11 項関係)

別記様式 11 (第 11 項関係)

第	号
修了証書(携帯用)	
氏名	
生年月日	年 月 日
あなたは、沖縄県が実施する地域密着型サービス 外部評価調査員養成研修を修了したことを証しま す。	
年 月 日	
沖縄県知事	

別紙 1 (略)

別記様式 11 (第 11 項関係)

(別記様式 1 1)

第	号
修了証書(携帯用)	
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日
あなたは、沖縄県が実施する認知症高齢者グループ ホーム評価調査員養成研修を修了したことを証しま す。	
平成 年 月 日	
沖縄県知事	

別紙 1 (略)

## 別紙 2 業務委託契約書

[認知症対応型共同生活介護事業所]におけるサービスの質の評価に関する業務委託契約書（参考例）

[事業者名を記載]（以下「甲」という。）と[外部評価を行う評価機関名を記載]（以下「乙」という。）は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 97 条第 7 項に定める「指定認知症対応型共同生活介護の質の評価」の一環として行われるサービスの質の外部評価（以下「外部評価」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務委託）

第 1 条 甲は、自ら運営する[事業所名を記載]の外部評価に関する業務を乙に委託し、甲は乙に対して、乙が定めるところによる評価手数料を支払う。

（協力義務）

第 2 条 乙は、[課長通知]に沿って定める外部評価の実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、[事業所名を記載]におけるサービス提供等について外部評価を行うものとし、甲は乙の外部評価の業務につき必要な資料を提供するほか、評価業務に全面的に協力する義務を負う。

（書面調査の調査票作成及び提出）

第 3 条 甲は、実施要領に基づく書面調査の調査票を作成し、乙に提出する。

（外部評価結果報告書の送付）

第 4 条 乙は、外部評価結果報告書を作成し、甲に送付する。

（評価手数料）

## 別紙 2 業務委託契約書

[認知症対応型共同生活介護事業所]におけるサービスの質の評価に関する業務委託契約書（参考例）

[事業者名を記載]（以下「甲」という。）と[外部評価を行う評価機関名を記載]（以下「乙」という。）は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 97 条第 7 項に定める「指定認知症対応型共同生活介護の質の評価」の一環として行われるサービスの質の外部評価（以下「外部評価」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務委託）

第 1 条 甲は、自ら運営する[事業所名を記載]の外部評価に関する業務を乙に委託し、甲は乙に対して、乙が定めるところによる評価手数料を支払う。

（協力義務）

第 2 条 乙は、[課長通知]に沿って定める外部評価の実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、[事業所名を記載]におけるサービス提供等について外部評価を行うものとし、甲は乙の外部評価の業務につき必要な資料を提供するほか、評価業務に全面的に協力する義務を負う。

（書面調査の調査票作成及び提出）

第 3 条 甲は、実施要領に基づく書面調査の調査票を作成し、乙に提出する。

（外部評価結果報告書の送付）

第 4 条 乙は、外部評価結果報告書を作成し、甲に送付する。

（評価手数料）

第5条 甲は乙に対し、実施要領に基づく評価手数料として金〇〇〇〇〇円を支払う。

(評価手数料の支払方法)

第6条 甲は乙に対し、評価手数料のうち金〇〇〇〇〇円を申込金として、乙から請求のあった日の翌日から14日以内に支払い、残金は、訪問調査実施決定の通知が甲に送達された日の翌日から14日以内に支払う。

2 甲は、前項の評価手数料を、乙が指定する銀行口座に振込送金する。

(契約の解除等による措置)

第7条 甲は、書面調査票を提出した後、外部評価報告書が策定されるまでの間に、甲の都合により本契約を解除することができる。

2 甲が、書面調査票を提出した後、甲に起因する事情により訪問調査を辞退した場合には、乙は甲が本契約を解除したものとみなすことができる。

3 乙は、甲が第5条及び第6条に定める評価手数料を支払わない場合その他本契約上の協力義務を履行しない場合は、一定の期間を定めて催告したうえ、本契約を解除することができる。

4 前3項の事由に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対し、支払い済みの申込金は返還しない。なお、その他の部分については、委託された業務の執行状況に基づき、乙の算定により支払い済みの評価手数料の一部を返還する。

(不可抗力による契約の終了)

第8条 天災地変その他甲乙双方の責に帰することができない事由によって、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約は、その部分について効力を失う。

2 前項の場合には、甲の支払済み評価手数料に対する乙の取扱いは前条第4項なお書の例による。

第5条 甲は乙に対し、実施要領に基づく評価手数料として金〇〇〇〇〇円を支払う。

(評価手数料の支払方法)

第6条 甲は乙に対し、評価手数料のうち金〇〇〇〇〇円を申込金として、乙から請求のあった日の翌日から14日以内に支払い、残金は、訪問調査実施決定の通知が甲に送達された日の翌日から14日以内に支払う。

2 甲は、前項の評価手数料を、乙が指定する銀行口座に振込送金する。

(契約の解除等による措置)

第7条 甲は、書面調査票を提出した後、外部評価報告書が策定されるまでの間に、甲の都合により本契約を解除することができる。

2 甲が、書面調査票を提出した後、甲に起因する事情により訪問調査を辞退した場合には、乙は甲が本契約を解除したものとみなすことができる。

3 乙は、甲が第5条及び第6条に定める評価手数料を支払わない場合その他本契約上の協力義務を履行しない場合は、一定の期間を定めて催告したうえ、本契約を解除することができる。

4 前3項の事由に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対し、支払い済みの申込金は返還しない。なお、その他の部分については、委託された業務の執行状況に基づき、乙の算定により支払い済みの評価手数料の一部を返還する。

(不可抗力による契約の終了)

第8条 天災地変その他甲乙双方の責に帰することができない事由によって、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約は、その部分について効力を失う。

2 前項の場合には、甲の支払済み評価手数料に対する乙の取扱いは前条第4項なお書の例による。

(秘密の保持)

第9条 乙は、甲より提出された資料について善良なる管理者の注意を持って保管するものとする。また、乙は、第1条に規定する業務遂行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方協議の上定める。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

(委託者) 甲 [事業所の名称、住所、代表者の名前 ]

(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前]

(秘密の保持)

第9条 乙は、甲より提出された資料について善良なる管理者の注意を持って保管するものとする。また、乙は、第1条に規定する業務遂行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項については、甲乙双方協議の上定める。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(委託者) 甲 [事業所の名称、住所、代表者の名前 印]

(受託者) 乙 [評価機関の名称、住所、代表者の名前 印]

## 免除申請書（第4項関係）

免除申請書(第4項関係)

地域密着型サービス外部評価免除申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿  
(保険者経由)

住 所  
法 人 名  
代 表 者

沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領第4項に定める外部評価の免除の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

事業所番号													
事業所名													
所在地													
電話番号							FAX 番号						
サービス種類	認知症対応型共同生活介護												

No	評価免除要件	事業所 確認欄	保険者 確認欄
1	過去に外部評価を5年間継続して実施している。 <u>(該当箇所にチェックすること)</u>		
	年度 年 月 日 <input type="checkbox"/> 免除年 <input type="checkbox"/> 外部評価機関による評価		
	年度 年 月 日 <input type="checkbox"/> 免除年 <input type="checkbox"/> 外部評価機関による評価		
	年度 年 月 日 <input type="checkbox"/> 免除年 <input type="checkbox"/> 外部評価機関による評価		
	年度 年 月 日 <input type="checkbox"/> 免除年 <input type="checkbox"/> 外部評価機関による評価		
2	「自己評価及び外部評価」及び「目標達成計画」を市町村に提出している。		
3	運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されている。		
4	運営推進会議に市町村職員または地域包括支援センター職員が出席している。 <u>(出席状況を○で開く)</u>		
	① 年 月 日 市町村出席・地域包括出席・欠席 (市町村等都合)		
	② 年 月 日 市町村出席・地域包括出席・欠席 (市町村等都合)		
	③ 年 月 日 市町村出席・地域包括出席・欠席 (市町村等都合)		
	④ 年 月 日 市町村出席・地域包括出席・欠席 (市町村等都合)		
	⑤ 年 月 日 市町村出席・地域包括出席・欠席 (市町村等都合)		
⑥ 年 月 日 市町村出席・地域包括出席・欠席 (市町村等都合)			
5	直近の外部評価項目の2、3、4、 <u>7</u> の実践状況が適切である。		

※ 事業所の外部評価実施期日（評価確定日）を記入し、各要件に該当している場合は、確認欄に○印を記入して下さい。

※ 事業所は過去1年間の運営推進会議の議事録等を添付して下さい。

上記事業所につきまして、地域密着型サービスの外部評価の免除の適用について、  
( 同意します ・ 同意しません )。

年 月 日

(保険者担当課長)

## 免除申請書（第4項関係）

免除申請書(第4項関係)

地域密着型サービス外部評価免除申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿  
(市町村経由)

住 所  
法 人 名  
代 表 者

印

沖縄県地域密着型サービス外部評価実施要領第4項に定める外部評価の免除の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。

事業所番号													
事業所名													
所在地													
電話番号							FAX 番号						
サービス種類	認知症対応型共同生活介護												

No	評価免除要件	事業所 確認欄	市町村 確認欄
1	過去に外部評価を5年間継続して実施している。		
	<u>平成</u> 年度 <u>平成</u> 年 月 日		
	<u>平成</u> 年度 <u>平成</u> 年 月 日		
	<u>平成</u> 年度 <u>平成</u> 年 月 日		
	<u>平成</u> 年度 <u>平成</u> 年 月 日		
2	「自己評価及び外部評価」および「目標達成計画」を市町村に提出している。		
3	運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されている。		
4	運営推進会議に市町村職員または地域包括支援センターの職員が出席している。		
5	直近の外部評価項目の2、3、4、 <u>6</u> の実践状況が適切である。		

※ 事業所の外部評価実施期日（評価確定日）を記入し、各要件に該当している場合は、確認欄に○印を記入して下さい。

※ 事業所は過去1年間の運営推進会議の議事録等を添付して下さい。

上記事業所につきまして、地域密着型サービスの外部評価の免除の適用について、  
( 同意します ・ 同意しません )。

平成 年 月 日

(市町村介護保険担当課長)